

佐伯市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

〈目 次〉

1. 計画の趣旨・現状……………P1
2. 目 標……………P2
3. 計画の期間……………P2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容……………P2～P5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて……………P5～P6

令和8年3月

佐伯市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにするために、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(通称:改正給特法)」第8条に基づき策定するものである。

今後は、第2期佐伯市長期総合教育計画で掲げる「人が学び、人が活き、人が育つ佐伯の教育」の実現をめざすために、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、「佐伯市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、業務の適正化や出勤簿の押印廃止など、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間53分	10.6%	1.9%
中学校	月32時間15分	30.0%	2.2%
支援センター	月14時間11分	0.46%	0.0%

- 新年度の4月から5月までの間は、45時間を超える割合の平均が、小学校で21.2%、中学校で56.1%と高くなっている。
- 教頭については、校種に関わらず時間外在校等時間が多い状況にある。
- 時間外在校時間が多い教職員が固定化されており、特に中学校では、部活動の指導や時間外の生徒指導や保護者への対応によるものが多くなっているため、部活動の地域展開の取組や未然防止のための積極的な生徒指導の充実を図ること等により、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 令和5年度以降の時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小中学校・支援センター全てにおいて減少傾向である。

2 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

「業務量の総量縮減」「業務内容の効率化」「教職員の責任負担の軽減」により、時間外在校等時間の縮減を図る。

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

- ストレスチェック項目の「総合健康リスク」の値を60以下にする。
- 教職員の健康診断受診率及び再検査受診率を100%にする
- 「あなたは教職員としての仕事にやりがいを感じますか」(市教委独自調査)の肯定的な回答の割合を80%以上にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度(3年間)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、教師が教師でなければならない業務に専念できるよう「学校と教師の業務の3分類」により、以下の内容に取り組む。学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。

学校と教師の業務の3分類		別添4
<p>➢ 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。</p> <p>➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。</p>		
学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)</p> <p>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が中心の場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p>	<p>14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>16 学習評価や成績処理 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>
<p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>まず取り組めること、取り進むべきことは何か、話し合うことが大切です。</p>

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【ア 学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- 登下校時の見守り活動
 - ・登下校時の見守り活動は、関係団体と調整し、地域の実情に応じた見守り活動を行うことにより、教師が本来の業務に専念できる環境を整備する。
- 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

【イ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システム機能やDX活用、調査方法等の是正や事務職員との連携により各調査・統計の回答に係る事務負担を軽減する。
- 部活動
 - ・令和8年度から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動についても、活動時間及び日数の適正化等を図っていく。
- ICT機器等の使用に関する日常的なサポート
 - ・ICT支援員の計画的な派遣により、教職員の負担を軽減する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案の対応
 - ・学校が弁護士等(スクールロイヤー等)の専門家を活用できる環境を整備するとともに、学校問題解決支援チームによる支援を行う。
- 県・市P連との連携によるPTA業務の改善を行い、教職員の事務負担を軽減する。

【ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・市の共有フォルダを活用した実践事例の共有や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、特別支援教育支援員、福祉専門人材、日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、専門相談員による効果的な支援を促進する。

- ・こども福祉課等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- 校内清掃
 - ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。
- 各学校での定時退庁日の設定を推進する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が100時間を超え、面接指導の申し出があった職員または時間外勤務が2箇月の平均で1月あたり80時間を超え、面接指導の申し出があった職員には、医師による面接指導を実施する。
- 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- 全ての学校、学校支援センターでストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 定期健康診断を確実に実施し、再検査を含めた受診率を100%にする。
- 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に学校閉庁日の設定を行う。
- 11月を超過勤務削減月間とし、超過勤務削減に向けた取り組みの共通理解を図るために、各学校に「超過勤務削減月間推進シート」の提出を促し、課題等を抽出し改善を図る。また、成果については共有を図る。
- 「勤務実態改善計画」の点検・見直しを図る。
- メンタルヘルス対策(こころの健康相談・カウンセリング相談・ストレス診断システム・こころのコンシェルジュ等)の充実を図り、定期的にメンタルヘルス相談の周知を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 具体的な取組内容について、佐伯市立学校総括衛生委員会にて協議検討する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックや健康診断等の結果から把握する。
- 毎年度、教職員の働き方に関する市教委独自調査を実施する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、佐伯市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

佐伯市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

発行 令和8年3月
制作 佐伯市教育委員会 学校教育課
所在地 佐伯市中村東町6番9号
電話 0972-22-3154
市公式HP <https://www.city.saiki.oita.jp/>